

企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和3年度農村コミュニティ再構築支援業務

2 趣旨

農村地域の人口減少が進む中、集落内の草刈りや祭りの開催など地域コミュニティによる共同活動の担い手不足が深刻化し、いわゆる集落機能の将来的な維持が危ぶまれる地域が増加している。

そこで、住民生活への影響を極力抑えつつ、既存の地域共同活動の省力化を図り、広域での小規模多機能自治組織づくりにつなげるなど、ワークショップ等の手法を用いた住民合意形成を支援するとともに、「人口減少に対応できる農村コミュニティづくり（以下、「むらの減築」という。）」のモデルを構築する。

3 業務内容

(1) 農村地域住民ワークショップの企画・運営

ア 対象

府内中山間地域（次の2地域を想定）を対象として実施することとし、具体的な参集範囲は、プログラム毎に京都府及び関係機関と協議の上、決定する。

- ・京丹後市内5集落（人口400名程度）
- ・京丹波町内5集落（人口300名程度）

イ 回数

2地域、各6回（各回、住民20名程度の参加を想定）とするが、必要に応じて、京都府と協議の上、集合形式ではなく、個別ヒアリング等に変更して差し支えない。

ウ 開催場所

原則として、対象地域内の公民館等において実施

エ 内容

アの対象地域の住民（必要に応じて、他出者やいわゆる関係人口を含める。）に対し、地域内の草刈り、清掃、祭り、公民館の維持管理等、様々な既存の地域共同活動に対する住民個々の意識（例えば、楽しみや苦勞、将来への不安等）を可視化するとともに、地域の将来人口予測も考慮しながら、将来的な住民生活の充実と地域コミュニティの維持を図る手法について、話し合うプログラムを企画・運営し、住民間の合意形成を支援する。

<想定する内容>

- ・外部講師による先行事例等の紹介

- 地域の現状の見える化
- 地域の仕事（村役、共同活動）の棚卸し
- 地域住民それぞれが持つ、地域に対する価値観の共有
- 住民の生きがいに最大限配慮しつつ、より広域的な地域コミュニティの形成や ICT 技術の活用等、将来的な人口規模に適した地域共同活動の合理化プランの作成

才 備 考

- 本業務着手に当たり、対象地域毎に、地元組織役員及び関係行政機関に対してあらかじめ全体プログラム及び各回プログラム案を提示し、内容を調整すること。
- 対象2地域においては、令和2年度までにそれぞれ2集落を対象として、先行して住民ワークショップを開催している。企画提案に当たっては、次の参考資料を配付するのでその内容を十分に熟知した上で、引き続き実施するプログラム案を作成すること。

（実施済みワークショップに関する配布資料）

プログラムシート（京丹後市分、京丹波町分とも。以下同じ）

ワークショップ参加募集チラシ

ワークショップ概要まとめ及び成果品

- プログラムにおいては、住民自ら主体的にアイデア交換ができるよう、先行事例の提供を積極的に行うこととし、必要に応じて外部講師による講義を含めること。
- 住民合意形成においては、本業務の趣旨を踏まえ、実現性を重視した内容となるよう充分留意すること。また、実施段階において、本業務の趣旨の範囲内であれば、参加住民等の意見を尊重して柔軟にプログラムを変更して差し支えない。
- プログラムの変更に当たっては、京都府とあらかじめ協議の上、承認を得ることとし、必要に応じて契約金額を変更するものとする。
- 本業務の実施期間中に、アに記載以外の地域において同様の業務実施の必要が生じた場合、双方協議の上、業務体制等を勘案して適当と認められる場合には本業務の対象地域を追加する。このとき、その内容及び回数等に応じて契約金額を変更するものとする。

(2)「むらの減築」ワークショップ運営マニュアル案の取りまとめ

ア 内 容

本業務において実施したプログラムにおいて得られた知見を今後幅広く活用していくため、プログラムの全体プロセス、各回のプログラムの目的、内容及び具体的

な運営手法（準備及び片づけを含む所用工数、使用するワークシート類、その活用方法、参考事例の提示等）について体系的に整理の上、「むらの減築」ワークショップ運営マニュアル案として取りまとめる。

イ 備考

- 運営マニュアル案は、府内他地域において同様のワークショップを開催する際の参考資料として活用するためのものであり、わかりやすさに配慮して作成すること。
- 作成された運営マニュアル案については、京都府及び府内市町村、関係団体等において活用することとしているが、本業務の受託者が運営マニュアル案を別途独自に編集して広く活用することを妨げない。

(3) 事業の運営・報告等

- ア プログラムの実施に当たっては、京都府と十分な調整を行うこと。
- イ 各プログラムの実施に当たり、参加者の募集は、京都府、対象地域の存する市町村及び地域組織において行う。
- ウ 業務完了報告書については、事業の実施結果（開催日、内容、参加人数、アンケート結果、成果品等）及び事業に要した経費内訳を記載することとし、詳細については、京都府と協議し決定すること。
- エ プログラム実施に係る会場借上げ費用については、対象地域の住民組織又は地元自治体が負担する。なお、プロジェクター、スクリーン、通信端末等の機材類については、可能な範囲で京都府において準備するが、不足分は受託者において確保し、その経費を負担すること。

4 その他業務の履行に当たっての留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議を十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 京都府内における感染症の拡大等の影響により、対面によるワークショップの実施が困難となり、業務継続が不可能となった場合には、京都府と協議の上、本業務の実施を終了する。この場合、業務委託料は、本業務終了時点における実績相当額とする。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときはこの限りではない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (5) その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。